

## 平成 25 年第 5 回野洲市議会定例会追加提出議案の概要

### [その他 2件]

#### 議第 114 号 権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 記

平成 25 年 4 月 22 日に民事再生手続開始の決定があった民事再生手続開始申立事件（大津地方裁判所平成 25 年（再）第 1 号）において、当該事件に係る再生計画の認可の決定が確定することを条件とし、第 1 項各号に掲げる金額の合計額を限度とする額について権利を放棄する。

#### 1 放棄する権利の内容及び金額

- (1) 本市が相手方に対して有する野洲市手数料条例に基づく一般廃棄物搬入手数料 746,260 円のうち 708,900 円
- (2) 前号に掲げる一般廃棄物搬入手数料のうち納期限を平成 25 年 3 月 29 日とするもの 373,700 円に係る同年 4 月 21 日までに発生する野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例に基づく督促手数料及び延滞金の支払請求権 1,100 円のうち 1,000 円
- (3) 第 1 号に掲げる一般廃棄物搬入手数料に係る平成 25 年 4 月 22 日以後に発生する野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例に基づく督促手数料及び延滞金の支払請求権の全額

#### 2 放棄する権利の相手方

滋賀県野洲市

株式会社

代表取締役

#### 議第 115 号 権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 記

平成 25 年 4 月 22 日に民事再生手続開始の決定があった民事再生手続開始申立事件（大津地方裁判所平成 25 年（再）第 2 号）において、当該事件に係る再生計画

の認可の決定が確定することを条件とし、第1項各号に掲げる金額の合計額を限度とする額について権利を放棄する。

1 放棄する権利の内容及び金額

- (1) 本市が相手方に対して有する収集資源ごみ受入単価契約に基づく収集資源ごみ（新聞紙・ダンボール・雑誌類・古布類）売渡金 373,055 円（以下「元本」という。）のうち 298,400 円
- (2) 前号に掲げる元本に係る平成 25 年 4 月 22 日以後に発生する遅延損害金の支払請求権の全額
- (3) 相手方が有する損害賠償請求債権の回収額の確定及び本市に対する追加弁済額が確定した時点における元本の残余金の全額

2 放棄する権利の相手方

滋賀県野洲市

株式会社

代表取締役